

◇ 学位論文審査要旨 ◇

李 娜

中国信託業に係る規制のあり方に関する研究  
——中国『信託業法』の制定に関する比較法的考察——

審査委員 主査 岸 本 雄 次 郎  
副査 二 宮 周 平  
副査 品 谷 篤 哉

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

本論文の目的は、「信託業法」が制定されていない中華人民共和国において同法を制定することを提言することにある。

中国では、銀行システムの外での資金保有量が膨張し、投資先を求めるニーズが高まる中、「シャドーバンキング」の規模が拡大している。これは、金融監督のグレーゾーンで形成され、流動性リスク、信用リスク及びシステミック・リスク等が潜在的なリスクとして挙げられている。近年は、その急速な拡大ペースに当局の対応が追いつかず、システミック・リスクが顕在化している。かくして、中国の金融市場に悪影響を与えていると思われる一方で、シャドーバンキングについては、不完全な銀行制度を補い、実体経済の資金需要を満たすなど、その役割を評価する見方も提示されている。このシャドーバンキングを背景とする理財商品の代表として圧倒的な存在感を放っている銀信理財商品は、商業銀行の投資商品でありながら信託商品の性質をも帯有するが、既述の通り、中国には信託業法が存しないので、これに対する金融監督が十全ではない。ゆえに、上述のリスクが懸念されているわけである。

上記の問題意識に関して、まず、中国版「シャドーバンキング」の範囲及び理財商品の種類を検討することを通じて、理財商品及びその代表としての銀信理財商品の中国金融市場におけるプレゼンスを明らかにする。銀信理財商品の前年比増加量

は2014年が41.7%, 2015年が31.4%であり, 2015年末残高は4兆元に達している。

次いで, 銀信理財商品に関連する問題点を検討し, その現状のネガティブ面及び原因に関して, 学説上及び実務上の各視座から考察を展開する。銀信理財商品の発展は, 預貸比率規制・貸出総量規制・自己資本比率規制等の厳しい監督の回避によるところが大きい。

そして, 比較法的研究として, 日中台の信託制度にかかる比較を通じて, 中国に信託業法を導入すべき理由およびその方法論につき追究する。信託は英米法の法域に特有の法制度であったため, 大陸法系に属する日本の信託法・信託業法の導入の立法過程は, 大陸法系という共通点を有する中国にとっての重要な指針となる。台湾は, 日本の立法に倣い, 「信託業法」を制定し, 独自の道を開拓している。中国においても, 台湾の知見に基づき, 日本「信託業法」に倣い, 統一的な「信託業法」を制定すべきと結論づける。

以上の比較検討を踏まえて, 中国における「信託業法」制定の必要性, 及び業際規制, 参入基準と行為規制に関する内容について展開し, 「信託業法」の制定に対する進むべき道を論ずる。申請者の主張は次のとおりである。

まず, 信託財産の所有権の帰属を明確にすべきである。けだし, 中国の信託法では, 当初信託財産については, 「委託者から受託者への委託」という表現となっている。「委託者から受託者への移転」を本質とする「本来の信託」とは異なるため, 何をもって信託とするかが不分明になっている。また, 信託業の位置付けを明確にすべきである。これが不分明であるゆえに, 銀信理財業務に対する監督も不十全となっている。加えて, 善管注意義務概念の導入, 利益相反概念の明確化等が図られるべきである。さらに, 分業主義からの転換および金融監督協調システムの構築により, 金融監督の効率化・実効性の確保を図るべきである。

エピローグとして, 今後の研究課題を示す。すなわち, 投信業務・資産流動化業務等が頗る発展している日本と台湾との比較を通じて, 投信法・資産流動化法などの特別法及びこれらの業務を如何にして整備するか, である。

## 2 本論文の構成

具体的には, 本論文は, 以下の部分により構成される。

### プロローグ

- 一 本論文の背景——中国の金融システムの問題となりつつある「シャドールバンキング」

- 二 考察の対象及び方法
- 三 本論文の構成
- 第一編 中国における理財商品の現状——銀信理財商品を代表として
  - 第一章 中国におけるシャドールバンキング及び理財商品
    - 一 中国版シャドールバンキングの範囲及び理財商品
    - 二 中国における主な理財商品
  - 第二章 銀信理財商品の位置付け
    - 一 商業銀行の理財商品
    - 二 銀信合作業務
  - 第三章 銀信理財商品の概要
    - 一 銀信理財商品の融資の仕組み
    - 二 銀信理財商品の沿革
    - 三 銀信理財商品の現状
    - 四 銀信理財商品の発展原因
  - 第四章 銀信理財商品に対する監督
    - 一 監督機関
    - 二 法制度
    - 三 監督の内容
- 第二編 銀信理財商品にかかる問題点
  - 第五章 商業銀行と信託会社との法律関係にかかる問題点
    - 一 社会面の原因——信託への社会的認知度の低下
    - 二 法整備面の原因——法制度の不備
    - 三 信託会社の受託者としての役割の未発揮による悪影響
  - 第六章 商業銀行と顧客との法律関係にかかる問題点
    - 一 顧客・商業銀行間の法律関係
    - 二 背景——徹底した分業主義の監督制度・金融自由化の現状間の矛盾
    - 三 商業銀行の位置付けの不分明による悪影響
- 第三編 日本及び台湾の「信託業法」の立法経緯
  - 第七章 「信託業法」の立法経緯の考察
    - 一 日本「信託業法」の制定の事情
    - 二 台湾「信託業法」の制定の事情
  - 第八章 「信託業法」制定に当たっての課題——受容性及びアイデンティティーの比較

- 一 受容性
- 二 アイデンティティー

#### 第九章 「信託業法」の内容の比較

- 一 日中台における業際規制の沿革の比較
- 二 日中台における参入基準の比較
- 三 日中台における行為規制の比較

#### 第四編 提言——中国『信託業法』の制定に向けて

##### 第十章 中国「信託業法」制定の必要性——真正なる信託業の展開のため

- 一 真正なる信託の引受けについて——信託の本質の明確化
- 二 営業について——法令の統一及び「営業性」の側面からの適正な対応

##### 第十一章 中国における「信託業法」の制定

- 一 「信託業法」における業際規制——業務自由化への改革
- 二 参入基準——適切な規制の緩和
- 三 行為規制——業務の遂行及び受益者の利益の保護のために

#### エピローグ——まとめと展望

- 一 中国における「信託業法」の制定の必要性及びその背景
- 二 中国における「信託業法」制定に当たっての課題及び視点
- 三 中国で新規制定すべき「信託業法」の内容
- 四 中国における新規制定の「信託業法」の展望

#### 参考資料：中国における銀信理財商品に関連する主な法令及び内容

1. 商業銀行理財商品に関するもの
2. 銀信理財商品に関するもの
3. 信託会社に関するもの
4. 信託会社の業務に関するもの

なお、本論文は、既に刊行されている申請者の以下の論文にその内容の多くを依拠している。

- ①李娜「中国のシャドーバンキング及び銀信理財商品にかかる諸問題」立命館法学356号(2014)265-305頁
- ②同「中国における銀信理財商品及び金融監督体制の諸問題」立命館法学362号(2015)259-310頁
- ③同「台湾の信託業とその規制法の制定にかかる史的考察」立命館法学365号(2016)330-354頁

### 3 本論文の内容

#### (1) プロローグ

シャドバンキングについて最も広く適用される定義は、「金融安定理事会」(FSB)が2011年に主張したもので、「通常の銀行システムの外にあるエンティティ及び活動が関係する信用仲介システム」とされる。

近年、中国では、銀行システムの外での資金保有量が膨張し、投資先を求めるニーズが高まる中、「シャドバンキング」の規模が拡大している。IMFが2012年10月に作成した世界金融安定化報告の中で特に中国におけるシャドバンキングに関する問題を取り上げた。そして2012年末、華夏銀行が中国で初めて資産運用商品の違約通知を行ったことに加え、中信信託を始めとするいくつかの大手信託会社において返済不能（デフォルト）となり、信用が大きく揺らぐ事態も発生しはじめ、連鎖的な金融・経済危機の発生が懸念されているが、他方で、实体经济の資金需要を満たすほか、商業銀行の金融革新として資金の使用効率を高めることなど、その役割を評価する見方も提示される。中国の監督機関は両方を考慮し、シャドバンキングを封殺するのではなく、規律化し、金融全体に及ぼすリスクを抑制しながら発展させる意向である。

#### (2) 第一編 中国における理財商品の現状——銀信理財商品を代表として

第一編では、中国版「シャドバンキング」の範囲及び理財商品の種類を検討することを通じて、理財商品及びその代表としての銀信理財商品の中国金融市場におけるプレゼンスを明らかにする。特に銀信理財商品の位置付け、沿革、発展原因、監督体制等を考察する。

##### 第一章 中国におけるシャドバンキング及び理財商品

中国における「理財商品」とは、欧米メディアでは、“Wealth Management Products”やその略称である“WMPs”と表現されているものである。Wealth Management（理財業務）とは、銀行などの金融機関が顧客の情報及び金融商品を分析し、顧客のニーズを聴取し、顧客の自身の財務状況を分析した上で、顧客の財務管理に関する目標や計画を作成し、その目的を達成するために金融商品を選択するという業務である。その選択される金融商品がWMPs、つまり理財商品なのである。

中国においても、理財商品によって資産運用額が急拡大している。商業銀行の理

財商品の発行数は、この業務を始めたばかりの2004年はわずか数百に止まっていたが、2015年12月末には発行数が6万に、残高が23兆元に達した。

理財業務の中で、信託業務と商業銀行の理財業務との提携商品、すなわち、銀行が高い利回り表示で理財商品を発行して資金を集めた後、その資金を信託会社に委託し、投資先の多様化と収益率の向上を狙う「銀信合作」により発行される「銀信理財商品」は、商業銀行理財業務及び信託業務において大きな比率を占め、代表的な理財商品として位置づけられており、中国における信託業の発展及び外国資本の吸収にとって不可欠な要素である。

「銀信理財商品」の法律関係は、商業銀行と顧客との法律関係、商業銀行と信託会社との法律関係を含み、伝統的商品と比べ相当に複雑になっており、法的な問題点が多発している。

## 第二章 銀信理財商品の位置付け

商業銀行の理財商品には、以下のように様々な類型がある。すなわち、① 顧客が収益を取得する方式に基づく分類、② 投資対象に基づく分類、③ 投資通貨に基づく分類、である。①は、収益保証型の商品と収益非保証型の商品とに分類されている。さらに、収益非保証型の商品は、元本保証・収益変動型の商品と元本非保証・収益変動型の商品とに分けられている。②は、債券型の商品（国債・中央銀行の手形・短期社債等に投資する理財商品）、ストラクチャード商品（固定利付商品と金融派生商品とを組み合わせる組成した理財商品）、信託型の商品（銀信理財商品）、QDII商品（海外理財商品）に分類されている。③は、人民元理財商品（人民元建ての理財商品）と外貨理財商品（外貨建ての理財商品）に分けられている。

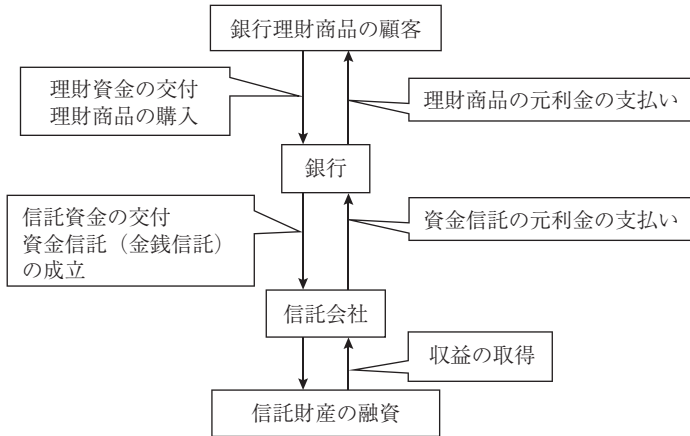
銀信合作業務につき学説は、商業銀行が信託財産の保管人または信託会社の代理人として業務を営むパターン、信託会社と商業銀行が相互のメリットを享受し、顧客のニーズに応じ、提携して金融商品を発行するパターン、および、商業銀行が信託会社の株式に投資することを通じ、金融持株会社となるパターンとに分類している。

## 第三章 銀信理財商品の概要

中国の銀信理財合作業務の仕組みは「理財商品+信託商品」という形をとり、下図の通りである。

- ① 銀行は、理財商品を設定し、理財資金の投資対象である信託商品を特定し、顧客に推奨する。
- ② 顧客は、銀行と購入契約を締結し、銀行に理財資金を交付する。銀行は理財資金専用の口座を開設する。

〔図〕



- ③ 銀行は、理財商品が成立した後、信託会社と信託契約を締結して、理財資金の全部または一部を信託財産として信託会社に信託する（資金信託を設定する）。カスタディアンとなる商業銀行（通常は理財商品を発行する銀行）は、信託財産のための専用口座を開設する。
- ④ 信託会社は、信託契約の定めに基づき、信託財産の管理・運用・処分を行う。
- ⑤ 信託会社は、信託の存続期間中、或いは終了の時、信託契約の定めに基づき、委託者（銀行）に対して信託の収益金を配当する。
- ⑥ 銀行は、理財商品の決算時に、顧客との間で締結した購入契約に基づき、元本及び配当を顧客へ支払う。

中国信託業協会の統計によると、銀行理財商品の残高は、2012年末の2兆304億人民元から、2013年末の2兆1,852億人民元、2014年末の3兆958億人民元、2015年末の4兆671億人民元と急増していた。残高の前年比増加分は、2013年が7.6%、2014年が41.7%、2015年が31.4%である。預金より高利回りで、資本市場より低リスクと認識される銀信理財商品は、適当な理財方法として多くの投資家を魅了するようになってきている。

#### 第四章 銀信理財商品に対する監督

2003年公布の「銀行業監督管理法」により、中国人民銀行が中央銀行としての職責を担い、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）が、銀行・資産管理会社・信託会

社等に対する監督の権限を有するというシステムが法律の形で確立された。

中国では、2001年に「信託法」が公布され、信託の基盤（例えば、信託財産の独立性、倒産隔離機能、受託者の義務等）が確立された。2007年には、「信託会社管理弁法」及び「信託会社集合資金信託計画管理弁法」が銀監会によって制定され、法律よりレベルの低い部門規章ではあるものの、「信託業法」の機能がある程度は担っている。2010年には「信託会社純資本管理弁法」が銀監会によって制定され、信託会社のリスク管理が強化された。さらに、これら「一法三規」に基づいて、銀監会が具体的な問題に関する通達を发出している。

### (3) 第二編 銀信理財商品にかかる問題点

第二編では、銀信理財商品に関連する問題点を検討し、その現状（悪影響など）及び原因に関して、学説上及び実務上の各視座から考察を展開する。これは、中国における「信託業法」制定の必要性を高める要因であり、第四編の検討の理論上の基礎となるものである。

#### 第五章 商業銀行と信託会社との法律関係にかかる問題点

商業銀行・信託会社間の法律関係において、信託会社の受託者としての役割が発揮されないという問題点が存している。その社会面での原因につき李氏は次のように考える。すなわち、信託会社は「副次的な銀行」等と呼ばれ、融資が依然として主要な業務であり、その機能及び社会への影響力は黙殺されている。翻って、商業銀行は長期にわたって発展し、金融市場において、支店網、顧客、信用力、販売等に関する堅実な基盤を有し、銀信理財商品において業務を主導している。つまり、銀信理財商品における信託会社は、自らが能動的に管理するという職責及び財産管理者という役割を発揮していないといえることである。

また、信託会社の受託者としての役割が発揮されないという問題点の法整備面での原因について李氏は次のように考える。すなわち、信託財産の所有権の帰属の不明確、信託登記制度の不整備、とりわけ信託業務に関する統一の法律の欠如など、制度面での保障が乏しいので、信託会社が受託者としての役割を発揮して信託業務を営むというより、むしろ規制アービトラージを目的とする理財商品が大量に発行されているということである。

その悪影響として、信託会社が受託者としての役割を発揮していないことにより、銀信理財商品の単一性、信託会社の自主管理能力の低下、商業銀行の「影の貸付」の膨張という状況で、利用者の利便性、信託会社の発展及び理財商品のリスク管理にマイナスとなっているということが挙げられる。



## 第六章 商業銀行と顧客との法律関係にかかる問題点

顧客・商業銀行間の法律関係において、商業銀行の位置付けが不分明であることが問題である。すなわち、理財商品の性質は、法令による明確化がなされておらず、学界においても様々な意見が出されている。学説は、主に、① 契約法が適用されるという代理関係説、② 信託法が適用されるという信託関係説、③ その性質は、理財商品の具体的な類型に応じて、信託関係あるいは消費貸借関係と認定し、「信託法」あるいは「商業銀行法」がそれぞれに適用されるという分別説、の3つの考え方に分かれる。

以上の学説を踏まえ、李氏は、顧客・商業銀行間の法律関係が信託であると明確化することは至当であると考えている。その理由は、第一に、理財商品の法的性質は代理関係ではないということである。代理は、直接代理と間接代理とに分類される。理財商品については、商業銀行は、顧客の名義ではなく、自己の名義で行うので、直接代理が妥当しないことは明らかである。なお、間接代理については、第三者との関係、法律関係の安定性、事務処理の権限の理由から、これも妥当ではない。第二に、理財商品の法的性質は消費貸借関係ではないということである。預金に預け入れられた資金は、銀行の固有財産に属する財産である。しかし、商業銀行の理財商品により調達された資金は、商業銀行の固有財産及びその他の理財商品の資金から独立しているので、消費貸借関係も妥当ではない。第三に、理財商品の法的性質は信託関係であると明確にすることが至当であるということである。信託関係であるとする、受託者の管理権限に関するメリットを享受することができるし、倒産隔離機能等により当該資金の安全及び顧客の利益を保障することもできる。

上述のとおり、李氏はこの法律関係を信託関係と捉えるが、学説においては様々な見解が出されているし、実務でもその位置付けは不分明となっている。これは、分業主義の下で、実務が金融業務自由化を求めていることにより惹起された問題である。すなわち、法制度が商業銀行（本体）の信託業への参入を禁止しているため、金融業務自由化の代表としての銀信理財商品において商業銀行を受託者と位置付けると、その両者で矛盾が生じるわけである。

商業銀行の位置付けの不分明による悪影響には、分別管理義務の違反、情報開示義務の違反、不適切な責任負担、各理財商品の不公平な競争及び規制アービトラージに対する懸念などが挙げられる。

以上の銀信理財商品を代表とする中国の信託業の問題点に鑑みると、中国においては、「信託業法」の制定、業務自由化への改革の必要性がますます高まっている

と考えられる。

#### (4) 第三編 日本及び台湾の「信託業法」の立法経緯

日本における信託業法の模索の過程は、大陸法系という観点で共通する他の東アジアの諸国にとって、重要な参考となる。台湾は、日本の立法に倣い、「信託業法」を制定し、独自の道を開拓している。そこで、第三編では、日本及び台湾の立法経緯を概観した上で、関連する内容について日本、中国、台湾を比較して検討する。

##### 第七章 「信託業法」の立法経緯の考察

日本において、「信託業法」が制定する前の信託会社（と称する会社）は、不動産業者的、あるいは金融ブローカー的、あるいは地方小銀行と大差のない貸金業者的性格を兼ねていたので、本来の信託業とはいい難いものであった。「信託業法」の制定により、多くの信託会社は「信託」という名称をはずし、信託業から他業に転換あるいは廃業し、従来から営業の中心としていた業務に専念することになった。これによって、厳しい規制で比較的大規模な優良信託会社だけが残り、新設信託会社とともにその後の信託業を担うことになった。「信託業法」の制定は、真正なる信託業務の発展を推進し、投機性、危険性のある業務、例えば、土地、有価証券などの引受、その他多くの附随業務が禁止された。今日の意味での信託制度及び信託業務の概念が成立したのである。

台湾においては、「信託業法」制定前は、一連の行政命令の制定により、1971年から信託投資会社が相次いで開業し、発展したが、基本法が整備されていなかったもので、真正なる信託業務はまだ進展を見せておらず、様々な問題が顕在化するようになった。例えば、信託業務に関する法理の欠如、銀行類似業務の経営、関連する法制度の間での不整合、監督の欠如とリスクの懸念、などが挙げられる。

上述の背景を踏まえ、主として日本の立法を儀範として、1996年に「信託法」、2000年に「信託業法」が制定、公布された。これによりもたらされた好影響としては、信託業務に関連する基本的な法制度の整備、信託業の主な担い手の確保、真正なる信託業務の展開、などが挙げられる。

##### 第八章 「信託業法」制定に当たった課題

日本及び台湾の「信託業法」の立法事情からの示唆としては、「信託業法」制定に当たった課題が、英米法の信託法理を受容すること及び社会経済事情により自国の信託業のアイデンティティーを形成するということである。

まず、受容性についてである。現在の信託の原形であるイングランドのユースにおいては、受託者はコモン・ロー上の権利を有し、受益者はエクイティ上の権利を

有する。このような二重の所有者を認めている異質の英米法の信託法は、信託制度の大陸法系国への導入が困難である。そこで、日本における受容を考察する。

日本の「信託法」の規定は、信託財産に対して受託者が有する完全権と、受益者への債権的拘束という規定が存在する一方で、受益者の取消権、信託財産の独立性など受益権の物権的側面、受託者の完全権に反する規定も存在している。理論では、日本における信託と大陸法とを調和させる方法として、債権説（通説）、四宮説（実質的法主体性説）、新井説（新債権説）などがある。かくして、日本では、立法上でも理論上でも、英米法的信託との調和に一定の成果があげられている。

それに対して、中国においては、まず理論面では「特殊な法律関係」とするのが通説である。すなわち、「信託を特殊な法律関係と承認し、信託法で信託の特殊な法律関係及び当事者の特殊な権利義務を創造すべきである」と主張されている。なお、立法面では、信託財産の所有権の帰属が不明確という問題点に鑑みれば、英米法的信託制度の受容は不十分である。

次いで、アイデンティティーである。英米法から継受された信託の発展の仕方は、各国で異なっている。まず、信託関連法の立法には社会政策的側面があるし、実務では、それぞれの信託制度にそれぞれの特徴がある。

日本は、東アジアにおいて最初に信託にかかる法律を立法した国である。信託のあるべき姿を模索したうちに、社会経済事情と立法との関連に取り組みながら草案に修正・変更を加えたので、この立法過程は、英米法の信託法理を基礎にして日本の法概念によって立法形式化したものであった。

台湾では、信託業務は、日本に倣った「信託業法」を制定したものの、法体系の理念及び現実の社会情勢も受け入れ、独自の道を開拓し、次の特徴を有している。まず、現在では全ての信託業務は銀行の兼営によるものであり、信託業務を専業とする信託会社は存在しないということである。次いで、台湾信託の主な投資対象は、国外有価証券であるということである。そして、信託の基本的な機能を、徐々に消費者保護、債権確保及び家族の保護などの新たな機能へと拡大しているということである。そのうち最も特徴がある信託業務は、商品ギフト券信託と不動産開発信託であろうと李氏は指摘する。

中国の信託業においても、家族信託、農村土地譲渡信託、インターネットショッピング信託などの特徴ある信託業務が活発に開発されている。

#### 第九章 「信託業法」の内容の比較

「信託業法」の制定にかかる検討において最も重要な部分は、① 業際規制、② 信託業者の参入基準、③ 信託業者の行為規制、の3つである。以下では、日

本・中国・台湾におけるこの3つの内容について比較・検討する。

まずは、業際規制の沿革についての比較である。

日本における信託会社と銀行の関係は、次の段階に分けられている。まず、「信託業法」の制定前である。大正7年の信託業法案までの諸案は、銀行業との兼営を扱っていたが、大正8年案は、銀行業との兼営を禁止して、業務分野を調整した。かくして、大正11年に制定された「信託業法」により、信託業務と銀行業務とは別の分野のものとして位置付けられることになった。次いで、「信託業法」の制定後である。大戦中の混乱期において、資金統制の強化などのため、政府が1943年に銀行が信託業を兼営することを可能とせしめた。その後、戦後復興期において、信託兼営銀行が金融の混乱要素となったために、大蔵省は再び銀行業と信託業との分離政策を実施した。そして、1990年代である。金融制度改革が実施されたことによって、業態別子会社による各業務への相互参入が認められた。また、信託業務に関しては、地域金融機関による本体参入や信託代理店方式も合わせて認められた。さらに、平成14年から、都市銀行等の本体参入をも可能とした。

台湾の場合は、「信託業法」の制定前後に分けられる。制定前の段階では、信託投資会社は「金融スーパーマーケット」と呼ばれ、商業銀行の業務や保険、証券業務などを兼営することができた。制定後は、信託業務を専業とする信託会社と信託業務を兼営する銀行の2種類の信託業者が制定された。

中国における信託業への参入規制は、次の段階に分けられている。まず、信託業の初期である。その段階では、銀行が信託業を兼営することができ、信託業者も金融業務と非金融業務を兼営することができた。次いで、厳しい取締りによる分業主義の段階である。兼営金融機関の存在は、信託業の健全な発展の阻害因子となっていた。そこで、厳しい取締りによる分業主義が採用されたのである。そして、分業主義の下での業務自由化の試みの段階である。中国においても、国際的な金融自由化の影響を受けて、金融イノベーションが生起している。しかも、法律は、分業制を制定しているが、各金融機関相互の業務の提携及び他の金融機関の株式の保有を禁止しておらず、子会社方式でのその他の金融業務への乗り入れを禁止していない。そのため、監督当局側及び各業者は、分業主義の下での業務自由化を事実上試みていることになる。業務面では、銀信合作業務などの商業銀行・信託会社・保険会社・証券会社の間での合作業務が広く営まれているし、組織面では、以下の2つの形態がある。すなわち、金融持株会社の子会社がそれぞれ銀行業、信託業、証券業、保険業などの業態に参入する方式と、親会社たる銀行の子会社が信託業、証券業、保険業などの業態に参入する方式である。

業務自由化が法律及び監督により保障される日本と台湾に対して、中国における業務自由化は、業務自由化を規定する法律と業務自由化に対応する監督の整備の2つが欠けているといえよう。

次いで、参入基準を比較する。

日本では、旧「信託業法」は免許制を採用していたが、現行「信託業法」は、原則として免許制を維持するものの、業務内容に応じて登録制も導入するなど、参入基準が区分されている。また、信託業者の組織形態については、旧「信託業法」が株式会社に限定していたのに対して、現行「信託業法」は、株式会社を原則とするも例外を認めている。これに対して、中国及び台湾における参入基準は、日本の旧「信託業法」の規定のように、参入資格が免許制及び組織が株式会社に限定され、最低資本金も日本のそれより極めて高くなっている。

最後に、行為規制を比較する。

受託者の行為規制については、忠実義務と善管注意義務が最も重要であり、その両者から派生されているその他の義務もある。したがって、中国の「信託会社管理弁法」における信託会社に対する行為規制と日本、台湾の「信託業法」での行為規制を比較して検討する。

まずは、注意義務である。日本と台湾の「信託業法」は、善良な管理者の注意義務を課している。これに対して、中国においては、条文上に「善良な管理者の注意義務」という概念が存しない。学説においては、「信託法」及び「信託会社管理弁法」にいわゆる「誠実、善良、慎重、効果的管理」の規定が「善良な管理者の注意義務」に相当すると解されているが、受託者が負うべき注意義務の具体的な内容、程度及び基準に関する一般的・明示的な根拠条文は存しない。

次いで、忠実義務である。日本と台湾の「信託業法」は、「一般的忠実義務」を規定しているほか、日本では、その典型例としての利益相反行為に関する規制が規定されている。台湾は、利益相反行為に関する規制について、日本のそれのように4つに類型化をしてはいないが、「信託業法」で自己取引に関する規制が規定されている。忠実義務にかかる中国の学説では、忠実義務が広義と狭義とに分けられている。広義の忠実義務は、消極的な義務のみならず積極的な義務をも含む。積極的な義務は、受託者が信託目的に従い、積極的に受益者の最大の利益を図ることを要求するものである。消極的な義務は、受託者が信託目的に反して委託者及び受益者の利益に損害を与える行為を禁止するものである。他方で、狭義の忠実義務は、もっぱら消極的な義務を指す。

しかし、中国におけるそれらの理解には問題点がある。すなわち、① 忠実義務

に関する一般的・明示的な根拠条文がないこと、② 積極的な忠実義務としての「受益者の最大の利益」を「もっぱら受益者の利益の極大化を図る」にすべきであること、③ 消極的な忠実義務において利益相反行為の規制がないことの3点である。

(5) 第四編 提言——中国『信託業法』の制定に向けて

第四編では、以上の比較検討を踏まえて、中国における「信託業法」制定の必要性、及び業際規制、参入基準と行為規制に関する内容について展開し、「信託業法」の制定に対する進むべき道を論ずる。

第十章 中国「信託業法」制定の必要性

信託業の重要な要素は、信託の引受けと営業性であるから、それぞれの視座から中国「信託業法」の必要性を検討する。

まず、信託の引受けの要素である。これを論じる際に重要なことは、引き受けるものは信託の本質を有するものであり、ひっきょう信託の本質の明確化が必要となる。しかしながら、中国における信託業は、銀行業の付属として位置づけられている。信託業が信託として十分に機能はしないのである。日本及び台湾の立法の知見に基づいて、真正なる信託業を展開するために、信託の本質にしたがって、「信託業法」の制定が必要となっている。

次いで、営業性の要素である。これは、業者と顧客との間に情報量や交渉力の格差が生じ得ること、受託者は信託財産を自己名義で管理運用するという大きな権限を有することなどから、業法は信託業にとって、不可欠な規制といえよう。したがって、中国の信託業については統一の法律が存在しない状況で、「業者ルール」に関する法令を統一するために、「営業性」の側面からの適正な対応を行うために、「信託業法」を制定することが是非とも必要である。

中国「信託業法」の立法に当たっては、受容性及びアイデンティティーの課題を考慮し、① 英米法の信託制度の本質との調和、② 信託の活用に対するニーズ等への柔軟な対応、③ 信託会社の健全かつ適切な業務運営等と受益者保護、④ 法制度との整合性、という4つの視点からの「信託業法」の検討が必要である。

第十一章 中国における「信託業法」の制定

経済と金融環境の変化、国民の金融商品とサービスに対するニーズの多様化、各国金融と資本市場の一体化を背景として、中国の信託業への参入規制については、法律面及び監督面で完備する必要が高まっている。中国における業務自由化への改革について李氏は、以下のように考察する。

まず、法律面である。新規制定されるべき「信託業法」においては、金融業者間の相互参入を促進させる条文を設けるべきである。すなわち、まずは、現在の業務自由化の組織面の試みとしての金融持株会社などについては、「信託業法」でその位置付けを承認し、その業務範囲、行為規制などを制定すべきである。さらに、業務面では、各金融機関の間での合作業務については、「信託業法」の条文を通じて、信託の性格を有しながら法的性質が不分明であるところの理財商品を信託業務と認めることである。それは、上述の中国の業務自由化における問題点の一つである「法律の欠如」への対応策となる。

次いで、監督面である。現在の状況において、まず、機関別監督から機能別監督への変革が必要である。すなわち、同種の金融機関ごとに行う監督のタイプから、監督機関が異なる金融機関の営む同種の業務に対して、同じ規則及び基準に基づいて監督を行うタイプに変革することである。次いで、金融監督協調システムの構築が必要である。すなわち、監督機関相互間の協調により、金融監督がより効果的に行われるために設けられるシステムへの変更である。それは、上述の中国の業務自由化における問題点の一つである「監督の欠如」への対応策となる。

そして、業務自由化改革により、金融秩序の維持及び弊害防止措置を一層重視しなければならないと李氏は考える。具体的には、① 内部統制の強化、② 利益相反行為への対応、③ 情報開示規制の完備、④ リスク管理の強化、の4つの措置に着目すべきであると指摘する。

参入基準に関しては、日本の制度に範をとって、参入基準を緩和すべきである。中国信託業の未成熟さを考慮し、中国「信託業法」における参入基準を明定する際に、① 信託会社の最低資本金を緩和し、規模により区分を設けて適切な差を設けること、② 日本「信託業法」のように免許の申請及び基準の透明化を図ること、③ 中国における業務自由化改革及び信託業務の状況により、段階的に参入基準を緩和すること、が適切と指摘する。

最後に、行為規制に関する検討である。信認関係は信託制度の基礎となっているので、① 信認関係は対等ではなく不平等な関係であること、② 受託者はもっぱら受益者の利益を図ること、という2つの特色を解明した上で、行為規制を整備すべきである。そして、信認関係を念頭に置いて、注意義務と忠実義務の視座から中国「信託業法」において如何に行為規制を整備すべきかにつき検討する。

信認関係は依存関係であるから、日本と台湾の規制に倣い、受託者に高レベルの「善良な管理者の注意義務」を課すべきである。もっとも、中国の民法には、日本と台湾のような「善良な管理者の注意義務」と「自己の財産における同一の注

意」という注意義務の区別規定が存在しないから、中国「信託業法」の条文に「善管注意義務」を取り入れることは、民法体系を修正し、それらの注意義務の程度規定を加えた上でなければならないと李氏は指摘する。したがって、受託者の行為規制を整備する際に、「信託業法」で注意義務を課し、それから派生する自己執行義務、説明義務などの義務を整備するほか、行政命令を通じて、注意義務の具体的な内容、程度及び基準を明確にすることが適切である。

注意義務の如上問題点及び「受託者がもっぱら受益者の利益を図る」という信託関係の特色、並びに中国の現行法の状況及び忠実義務に関する学説を勘案し、①積極的な忠実義務については、一般的な忠実義務の明文化のために、「信託業法」において「信託業者は、忠実に信託業務を遂行し、もっぱら受益者の利益を最大限に図らなければならない」という、積極的な義務と消極的な義務の両方を結ぶ条文を制定すること、②消極的な忠実義務については「信託業法」において日本のように類型化されている利益相反行為規制を整備すること、が適切であると指摘する。

#### (6) エピローグ——まとめと展望

エピローグでは、本論文の結論として、第一編から第四編における考察及び関連する検討を踏まえて、中国における「信託業法」の制定に関する背景・原則と視点・内容を明らかにし、また、「信託業法」の展望、すなわち、新規制定の「信託業法」が中国に及ぼす影響を論ずる。

商業銀行・信託会社間の関係から見れば、中国における信託業法の制定は、業法に関する法令を統一させ、信託会社を銀行に付属する局面から打開させ、信託業が一層の発展を遂げることを保障するものとなると李氏は指摘する。

顧客・商業銀行間の関係から見れば、理財商品の機関の大部分に「信託業法」を適用することができ、統一的な基準による金融機関相互間の平等な競争が可能となり得る。さらに、それらの理財商品の機関は、「信託業法」の行為規制が課されるので、それらの健全かつ適切な業務運営と財務の健全性を確保し、信託の受益者の保護、現状の改善にも資することになると李氏は指摘する。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は、現状「信託業法」が制定されていない中国が、日本・台湾の立法過程に倣って同法を導入することを提言するものである。

2008年の世界金融危機後の中国当局による積極的な財政政策及び金融緩和政策は、有効需要というより強制需要を大量に創出し、その反射として供給過剰産業の



淘汰や効率化を抑制することとなった。世界の工場たる中国のこの過剰設備の問題と、預貸比率規制や貸出総量規制を回避するために膨張し続ける銀信理財商品のリスク管理が徹底されていないことは、両者が相俟って、頗る深刻かつ世界的なバランスシート不況を招来するおそれがある。中国の銀信理財商品の適切な監督・コントロール態勢の構築は喫緊の課題であり、その観点からも本論文の社会的意義は大きいといえよう。

管見によれば、中国版シャドーバンキングおよび銀信理財商品への懸念に対するソリューションとして信託業法の制定を提示する手法は、これまでに存しない。このように実務と理論との架橋として位置づけることができる本論文の特徴は、(1) 中国における信託概念の明確化、(2) 真正なる信託業の再定義、(3) 金融機関への監督体制の再構築、を信託業法制定の前提としているところである。すなわち、(1) 信託の特徴である「委託者から受託者への財産の移転」を必ずしも不可欠の要素としていないと思われる中国の現行信託法の下では、何をもって信託とするかが不分明である。(2) 信託概念の不明確性は信託業概念も不明確性とし、ひきょう信託業の監督対象も不分明となる。(3) 業際自由化が世界的潮流であるにもかかわらず表向きは分業主義を採り続けている現状の不都合を解消し、金融機関別監督から業務別監督への転換を図らなければ、監督が空白となる業務が生じることが不可避となってしまう。

このように、本論文は、比較法的考察や実務上の調査を入念に行い、一定の知見を得たうえで、先行業績がほとんど存在しない提言に至ったものである。本論文は、今後、中国において信託業法を立法する際の不可欠の文献になったといっても過言ではない。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は2016年7月15日9時半から11時半まで、立命館大学衣笠キャンパス洋館6階研究会室1で行われた。

主査および副査は、公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。すなわち学位申請者は、真正なる信託業と英米法の信託制度の本質との関係、シャドーバンキング問題の最も主要な部分をなす銀信理財商品を信託法・信託業法の制定によって規制することの可能性、顧客・商業銀行間と商業銀行・信託会社間の2つの信託が重なる場合の法律構成、所有権移転に対する中国の

法意識、日本・台湾・中国を比較検討する意義などの質問に的確に回答した。また、大学学部卒業後は大学院の修士課程および博士課程で研究に専念してきたのみで、金融機関等での勤務経験を一切有していないにもかかわらず、金融実務に関する事項につき実務書をも入念に涉猟し、本論文において正確な理解に至っていることが高く評価された。

もっとも、リスクとその対処は多種多様であり、信託業法の制定及びそれに伴う開示規制により対処されるべきリスクもあれば、他の方法による対処が望ましいリスクもある。リスクとその対処に関する検討については様々な角度からもっと深く究明して精緻化する必要があると思われる。しかし、リスクに関する検討は今後の課題として把握されるべきであり、検討が将来に先送りされるとしても本論文の有する意義をいささかも減ずるものではない。

また、本論文の内容および公聴会での質疑応答から、学位申請者が日本語文献の読解力と日本語の会話能力の両面において大変優れていることが確認できる。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学，立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。